

群馬大学大学院理工学府及び理工学部国際交流委員会規程

令和 3. 4. 1 制定

改正 令和 3. 5.12 令和 4. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学大学院理工学府及び理工学部に、群馬大学大学院理工学府及び理工学部国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 外国の大学等との交流に関すること。
- (2) 外国からの教員、研究員及び学生等の受入れに関すること。
- (3) 外国の大学等への教職員及び学生等の派遣に関すること。
- (4) その他国際交流に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。なお、2号委員、4号委員及び5号委員は兼任することができる。

- (1) 学府長が指名し、教授会の承認を得た委員長
- (2) 各部門（理工学基盤部門及び産学連携推進部門を除く。）から選出された正副委員各2人
- (3) 理工学基盤部門から選出された委員 1人
- (4) 各類から選出された委員（類を代表する） 各1人
- (5) 各プログラムから選出された委員（類の副代表を兼ねる） 各1人
- (6) その他学府長が指名する教員 若干人

(任 期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。
- 4 委員長は、委員が出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 6 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(報 告 等)

第6条 委員長は、委員会の審議結果を学府教授会又は学部教授会に提案又は報告する。

(小委員会)

第7条 委員会に、国際交流に係る事項を審議するため、国際交流小委員会を置く。

- 2 国際交流小委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 第3条第2号、第4号及び第5号の委員 各1人
 - (2) その他第3条第1号に規定する委員長が指名する教員 若干人
- 3 第2項の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 各小委員会は、審議結果を委員会に提案又は報告する。
- (事務)
- 第8条 委員会の事務は、学生支援係において処理する。
- (規程の改廃)
- 第9条 この規程の改廃は、学府教授会の議を経て、学府長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。